

相模原市の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

平成19年4月1日現在

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
相模原市	46.7 歳	570 人	316,850 円	418,562 円	382,310 円	—	—	—	—
うち清掃職員	47.3 歳	307 人	330,487 円	454,166 円	402,582 円	廃棄物処理業従事員	43.3 歳	299,800 円	1.51
うち学校給食	44.3 歳	114 人	282,887 円	341,400 円	338,189 円	調理士	38.9 歳	278,500 円	1.23
うち用務員	45.3 歳	50 人	299,016 円	411,717 円	364,788 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.81
うち自動車運転手	56.1 歳	9 人	397,456 円	573,628 円	473,185 円	自家用自動車運転手	55.6 歳	267,300 円	2.15
神奈川県	52.4 歳	768 人	370,390 円	452,336 円	424,727 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	46.2 歳	497 人	336,337 円	400,483 円	366,011 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

・雇用形態について、公務員は常勤職員の平均ですが、賃金構造基本統計調査ではパート労働者、アルバイト等を含みます。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ

平成19年4月1日現在

区分	清掃職員		学校給食調理員		用務員		自動車運転手		その他	
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額
26歳～30歳	3 人	296,396 円	— 人	— 円	— 人	— 円	— 人	— 円	— 人	— 円
31歳～35歳	20 人	342,338 円	1 人	* 円	2 人	* 円	— 人	— 円	5 人	300,270 円
36歳～40歳	34 人	372,839 円	24 人	303,382 円	19 人	377,354 円	— 人	— 円	11 人	326,081 円
41歳～45歳	66 人	426,599 円	52 人	332,885 円	11 人	419,511 円	— 人	— 円	25 人	366,233 円
46歳～50歳	89 人	462,750 円	30 人	369,454 円	5 人	462,832 円	1 人	* 円	21 人	388,790 円
51歳～55歳	45 人	502,086 円	4 人	405,188 円	4 人	456,417 円	2 人	* 円	12 人	405,791 円
56歳～60歳	50 人	541,639 円	3 人	455,800 円	9 人	437,009 円	6 人	591,777 円	16 人	450,336 円
合計	307 人	454,166 円	114 人	341,400 円	50 人	411,717 円	9 人	573,628 円	90 人	383,150 円

※個人情報保護の観点から、職員数が1人又は2人の年齢階層がある職種については、*で表示しています。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

相模原市一般職の給与に関する条例により、行政職給料表(2)を適用しています。

イ 各種手当

各支給要件に応じて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当等を支給しています。

ウ 昇給基準

職員の勤務成績に応じて年に1度、1～6号給の範囲で昇給できる制度があります。(昇給しない場合もあります。)

2 基本的な考え方

国、他の地方公共団体、民間の給与水準との均衡を踏まえつつ、給与水準の適正化に努めていきます。

3 具体的な取組内容

(1) これまでの取組状況

- ア 給料表に関する事項
平成18年10月に給与構造見直しの実施により給料水準を平均4.3%引下げを行いました。
- イ 手当に関する事項
特殊勤務手当について、平成18年4月より年末年始勤務手当、変則勤務従事手当、深夜業務従事手当を廃止しました。
- ウ 昇給のあり方に関する事項
57歳を超える職員について、平成18年度から昇給抑制措置を導入しました。

(2) 今後の取組状況

- ア 給料表に関する事項
平成21年4月を目途に、国の行政職俸給表(二)に準拠した給料表を導入していきます。
- イ 手当に関する事項
清掃業務従事手当、排水溝しゅんせつ作業従事手当をはじめ、特殊勤務手当の廃止や支給要件及び支給額の見直しについて、引き続き取り組みます。
扶養手当、住居手当等の見直しについても、引き続き取り組みます。
- ウ 昇給のあり方に関する事項
職員評価制度に基づく評価結果を昇給に反映するよう取り組みを進めます。

4 その他

(1) 技能・労務職員採用の基本的な考え方

平成18年12月に策定した「相模原市職員定数管理計画」(計画期間:平成19年～22年度)に基づき、市民サービスが低下しないこと、コストの低減効果があることを基本に、退職者不補充を原則として、民間活力の積極的な導入を図る。
平成23年度以降の全体的な方向性については、政令指定都市移行を見据えて改定する定員管理計画で方向性を示す。

(2) 民間委託の推進、事務事業の見直し等

平成17年4月に策定した「さがみはら都市経営ビジョンアクションプラン」(計画期間:平成17～22年度)に掲げられている業務について、積極的に民間委託・民営化等を行う。

- ・バスの運行业務の委託化
- ・民間委託によるコールセンターの設置
- ・一般ごみ収集業務の委託化
- ・学校管理業務の委託化
- ・給食調理業務の委託化
- ・公立保育所の民営化

平成23年度以降については、実施結果の評価や新しい総合計画などを踏まえ、新たな取組も含め、アクションプランの見直しを検討する。

取組方針策定後の実施状況

- ア 給料表に関する事項
平成21年4月に国の行政職俸給表(二)と同じ給料表を導入し、給料月額を引下げを行いました。
- イ 手当に関する事項
平成21年4月に扶養手当及び住居手当の引下げを行いました。
平成21年4月に特殊勤務手当のうち、特殊車両運転従事手当を廃止しました。
- ウ 昇給に関する事項
平成21年4月の昇給を延伸しました。